



子育てと仕事を両立するために



我が子のために時間を作りたいと思っている先生方のための権利です。
無理をしないためにもうまく活用しましょう。

☞子育てハンドブックより抜粋

2歳になるまで	内容	例えば…	ハンドブック
育児時間 有給	<ul style="list-style-type: none"> ・1回につき15分単位で45分まで（30分と60分に分けることも可） ・1日2回まで 	9:00～16:00の勤務もできる	p45
小学生になるまで	内容	例えば…	ハンドブック
育児短時間勤務	いくつかの勤務形態から選択して、短くできる	<ul style="list-style-type: none"> ・1日3時間55分を週5日 ・1日4時間55分を週5日 ・1日7時間45分を週3日 ・1日7時間45分を週2日と1日3時間55分を週1日 	p32
部分休業 期末手当は減額されない ☆育児時間との併用可	勤務時間の一部を休業できる ・30分単位で1日2時間以内 （夫婦ともに取る場合は、二人で2時間以内）		p40
中学生になるまで	内容	例えば…	ハンドブック
子等の看護又は行事への参加 （子育て支援休暇） 有給 ☆育児時間との併用可	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 or 半日 or 1時間単位 子が1人→5日以内 2人→10日以内 3人以上→15日以内 （夫婦それぞれに上記の日数が取れる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・病気やケガの看病や通院 ※リハビリの場合は、取得できないので、「短期介護休暇」（p61）を取得すると良い ・予防接種や健康診断 ・学級閉鎖の時（罹患していなくても） ・入学式や卒業式、家庭訪問、参観日、運動会、学芸会など 	p48
勤務時間の割振り変更 有給	始業及び終業の時刻を早くするか、遅くすることができる ・15分単位で30分以内	<ul style="list-style-type: none"> ・子の送迎などで必要がある場合 ・具体的には、8:45～17:15など 	p70

